

【表紙】

| | |
|---------------------|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 東北財務局長 |
| 【提出日】 | 平成21年10月22日 |
| 【会社名】 | 株式会社倉元製作所 |
| 【英訳名】 | KURAMOTO CO.,LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 鈴木 聡 |
| 【本店の所在の場所】 | 宮城県栗原市若柳武鎗字花水前 1 番地 1 |
| 【電話番号】 | (0228)32-5111 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役経理部長 関根 紀幸 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 宮城県栗原市若柳武鎗字花水前 1 番地 1 |
| 【電話番号】 | (0228)32-5111 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役経理部長 関根 紀幸 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 新株予約権証券 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 2,443,125円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 502,443,125円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号) |

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成21年10月19日に提出いたしました有価証券届出書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券（株式会社倉元製作所第1回新株予約権証券）

（2）【新株予約権の内容等】

第三部 追完情報

1. 事業等のリスクについて

3. 臨時報告書の提出

3【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

（訂正前）

| | |
|--------------------------|---|
| 新株予約権の行使期間 | 平成21年11月4日から平成23年11月3日（但し、平成23年11月3日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、 <u>第14項</u> に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日後以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | <u>該当事項はありません。</u> |

（訂正後）

| | |
|------------|--|
| 新株予約権の行使期間 | 平成21年11月4日から平成23年11月3日（但し、平成23年11月3日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、 <u>別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」</u> 欄記載に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日後以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。 |
|------------|--|

| | |
|--------------------------|--|
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | <p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編成行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>(1) 新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件 別記「新株予約権の行使期間」欄ないし「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する項」欄、別記「新株予約証券の発行」欄及び別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄2項に準じて、組織再編成行為に際して決定する。</p> <p>(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p> |
| 新株予約証券の発行 | 本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。 |

第三部 追完情報

1. 事業等のリスクについて

（訂正前）

（7）株式の希薄化のリスク

本新株予約権が全て行使された場合に発行される株式は、6,250,000株であり、平成21年10月19日現在の当社の発行済株式数9,893,170株に対して約63.3%に相当いたします。

今回の第三者割当による新株予約権の発行による希薄化は、今後の株式市場動向によっては需給バランスが大幅に変動し、当社の1株当たりの株式価値に影響を及ぼす可能性があります。

しかしながら、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社は原則としてその発行済株式数より当社自己株式を控除した数の10%以上を保有しないこととしていること及び対応可能な限り株式市場に配慮した行使を行う意向を表明しております。

また、取得条項により新株予約権の割当日から2ヶ月を経過した日以降いつでも残存する新株予約権の全部又は一部を当社が取得できることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能であり、資金調達ニーズが後退した場合又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には残存する新株予約権を取得することで希薄化の懸念解消の一助になるものと考えております。

当社といたしましては事業基盤の強化と次世代の事業の柱の構築を着実に推進し、早期の業績回復を達成することが、既存株主の皆様への株主価値の向上につながるものと考えております。今回の第三者割当による新株予約権の発行で、設備投資に必要な資金を得て、当社グループのメイン事業であるガラス基板加工販売事業における安定収益の確保を更に推し進め、財務基盤の強化と健全化並びに収益力の向上を図り、当社の企業価値を高めることができるものと考えております。

そのため、本新株予約権の発行に係る発行数量及び株式の希薄化の規模は合理性があるものと判断しております。

(訂正後)

(7) 株式の希薄化のリスク

本新株予約権が全て行使された場合に発行される株式は、6,250,000株であり、平成21年10月19日現在の当社の発行済株式数9,893,170株に対して約63.2%に相当いたします。

今回の第三者割当による新株予約権の発行による希薄化は、今後の株式市場動向によっては需給バランスが大幅に変動し、当社の1株当たりの株式価値に影響を及ぼす可能性があります。

しかしながら、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社は原則としてその発行済株式数より当社自己株式を控除した数の10%以上を保有しないこととしていること及び対応可能な限り株式市場に配慮した行使を行う意向を表明しております。

また、取得条項により新株予約権の割当日から2ヶ月を経過した日以降いつでも残存する新株予約権の全部又は一部を当社が取得できることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能であり、資金調達ニーズが後退した場合又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には残存する新株予約権を取得することで希薄化の懸念解消の一助になるものと考えております。

当社といたしましては事業基盤の強化と次世代の事業の柱の構築を着実に推進し、早期の業績回復を達成することが、既存株主の皆様の株主価値の向上につながるものと考えております。今回の第三者割当による新株予約権の発行で、設備投資に必要な資金を得て、当社グループのメイン事業であるガラス基板加工販売事業における安定収益の確保を更に推し進め、財務基盤の強化と健全化並びに収益力の向上を図り、当社の企業価値を高めることができるものと考えております。

そのため、本新株予約権の発行に係る発行数量及び株式の希薄化の規模は合理性があるものと判断しております。

3. 臨時報告書の提出

(訂正前)

第四部 組込情報の第34期有価証券報告書の提出日(平成21年3月31日)以降、本有価証券届出書提出日(平成21年10月9日)までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(訂正後)

第四部 組込情報の第34期有価証券報告書の提出日(平成21年3月31日)以降、本有価証券届出書提出日(平成21年10月19日)までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年3月27日

株式会社倉元製作所

取締役会 御中

九段監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 浅見 仁一郎 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 壽海雄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社倉元製作所の平成19年1月1日から平成19年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社倉元製作所及び連結子会社の平成19年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に記載のとおり、会社は韓国合併事業からの撤退に伴う特別損失等を計上したため4期連続の当期純損失を計上したことにより、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画に含まれる諸施策は当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない、会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。

独立監査人の監査報告書

平成21年3月30日

株式会社倉元製作所

取締役会 御中

九段監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 浅見 仁一郎 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 壽海雄 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 小林 靖 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社倉元製作所の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社倉元製作所及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- (1) 「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に記載のとおり、会社は子会社の事業廃止に伴う減損損失の計上等から損失を計上し5期連続の当期純損失を計上したことにより、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画に含まれる諸施策は当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない。
 - (2) 重要な後発事象1.に記載されているとおり、会社は平成21年2月10日開催の取締役会において、連結子会社(株)セルコの株式譲渡を決議し、平成21年2月25日に譲渡している。
 - (3) 重要な後発事象2.に記載されているとおり、会社は平成21年2月10日開催の取締役会において、希望退職者の募集を決議し、平成21年3月27日に募集期間を終了した。
 - (4) 重要な後発事象3.に記載されているとおり、会社は平成21年3月27日に投資有価証券の売却を行っている。
- 会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月13日

株式会社倉元製作所
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員 公認会計士 小笠原 直 印
業務執行社員代表社員 公認会計士 木村 直人 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社倉元製作所の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社倉元製作所及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 「継続企業の前提に関する注記」に記載されているとおり、会社は前連結会計年度までに5期連続の当期純損失を計上し、当第2四半期連結累計期間においても、営業損失が540百万円、営業キャッシュ・フローが602百万円のマイナスとなるとともに、リストラ等による特別損失の計上により四半期純損失が844百万円となった。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。
2. 「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社及び連結子会社のヘルツ電子株式会社は、平成21年7月17日開催の取締役会において、ヘルツ電子株式会社を解散及び清算する事を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月13日

株式会社倉元製作所
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員 公認会計士 小笠原 直 印
業務執行社員代表社員 公認会計士 木村 直人 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社倉元製作所の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成21年1月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社倉元製作所及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 「継続企業の前提に関する注記」に記載されているとおり、会社は前連結会計年度までに5期連続の当期純損失を計上し、当第2四半期連結累計期間においても、営業損失が540百万円、営業キャッシュ・フローが602百万円のマイナスとなるとともに、リストラ等による特別損失の計上により四半期純損失が844百万円となった。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。
2. 「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社及び連結子会社のヘルツ電子株式会社は、平成21年7月17日開催の取締役会において、ヘルツ電子株式会社を解散及び清算することを決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成20年3月27日

株式会社倉元製作所

取締役会 御中

九段監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 浅見 仁一郎 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 壽海雄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社倉元製作所の平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社倉元製作所の平成19年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は継続的な営業損失及び韓国合弁事業からの撤退に伴う特別損失等を計上したため4期連続の当期純損失を計上したことにより、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画に含まれる諸施策は当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。

独立監査人の監査報告書

平成21年 3月30日

株式会社倉元製作所

取締役会 御中

九段監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 浅見 仁一郎 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 壽海雄 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 小林 靖 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社倉元製作所の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社倉元製作所の平成20年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- (1) 「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に記載のとおり、会社は第4四半期の受注の落ち込み等の影響で、5期連続の営業損失を計上したことにより、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画に含まれる諸施策は当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していない。
 - (2) 重要な後発事象1.に記載されているとおり、会社は平成21年2月10日開催の取締役会において、連結子会社(株)セルコの株式譲渡を決議し、平成21年2月25日に譲渡している。
 - (3) 重要な後発事象2.に記載されているとおり、会社は平成21年2月10日開催の取締役会において、希望退職者の募集を決議し、平成21年3月27日に募集期間を終了した。
 - (4) 重要な後発事象3.に記載されているとおり、会社は平成21年3月27日に投資有価証券の売却を行っている。
- 会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。